

	暦年贈与	相続時精算課税制度	住宅取得資金の贈与	贈与税の配偶者控除 (おしどり贈与)	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
贈与する人	誰でも可能	60歳以上の親・祖父母	親・祖父母	配偶者(婚姻期間が20年以上)	親・祖父母	親・祖父母
受け取る人	誰でも可能	20歳以上の 推定相続人である子・孫	20歳以上の子・孫	配偶者(婚姻期間が20年以上)	30歳未満の子・孫	20～50歳未満の子・孫
使用目的	特になし	特になし	住宅取得資金	居住用の不動産 またはその購入資金	教育資金	結婚・子育て資金
非課税限度枠	110万円	2,500万円	1,200万円 (一般住宅は700万円) ※平成28年現在	2,000万円	1,500万円 (うち学校以外のは500万円)	1,000万円 (うち結婚資金は300万円)
終了理由	なし	なし	なし	なし	①受取人が30歳を過ぎた時 ②受取人が死亡した時 ③終了の合意があった時	①受取人が30歳を過ぎた時 ②受取人が死亡した時 ③終了の合意があった時 ④贈与者が死亡した時
①③の時の課税	-	-	-	-	残高に対して贈与税がかかる	残高に対して贈与税がかかる
②の時の課税	-	-	-	-	残高があっても 贈与税はかからない (ただし受取人の相続財産に 加算されるので、相続税がか かる場合がある)	残高があっても 贈与税はかからない (ただし受取人の相続財産に 加算されるので、相続税がか かる場合がある)
④の課税	-	-	-	-	-	残高を、贈与した人の 相続財産に加算する
期限	なし	なし	平成31年6月30日まで	なし	平成31年3月31日まで	平成31年3月31日まで
メリット	・他の生前贈与に比べて気軽にできる ・孫の将来のためにお金を増やすことができる	・将来価値が上がりそうなものを現在の価格で贈与できる ・一度に多額の贈与ができる	・贈与する人が後に贈与できなくなるリスクがなくなる ・使用目的が明確に決められているので無駄使いにならない	・生前3年以内の相続財産への加算は適応されない	・贈与する人が後に贈与できなくなるリスクがなくなる ・使用目的が明確に決められているので無駄使いにならない	・贈与する人が後に贈与できなくなるリスクがなくなる ・使用目的が明確に決められているので無駄使いにならない
デメリット	・証明することがむずかしく、名義預金とみなされやすい ・使用目的が明確でないため、受け取った人の金銭感覚が麻痺したり、無駄遣いをしてしまう恐れがある	・一度利用すると、今後は暦年贈与をすることができない ・贈与した人が亡くなった時、贈与時の価格を相続財産に加算するので相続税の課税対象になり、相続税が発生する場合がある	・住宅を取得する前に贈与を行う必要がある ・原則として贈与した翌年3月15日までに家の引渡しをしないといけない	・贈与を受けた翌年の3/15までに実際に住み、その後も住み続ける見込みである必要がある ・現金を贈与する場合は、配偶者が住むための不動産を買う資金である必要がある ・同じ夫婦間で1度しか使えない	・金融機関を通じて行うので手間がかかる ・受け取る人が30歳を過ぎた時、使い残しに贈与税がかかる	・金融機関を通じて行うので手間がかかる ・50歳を過ぎた時、使い残しに贈与税がかかる ・贈与した人が亡くなった時の使い残しは、贈与した人の相続財産に加算される